

東地申
第48号
6月27日

「駅等の営業活動に係る 定例巡回確認業務の委託」に伴う申し入れ

その2

3項の続き

- (会社) 委託駅、運輸区・車掌区、グリーンアテンダントセンター、提携販売センター、運輸収入事務を扱う箇所である。
- (組合) この間、職場では定例巡回中に教わることができて助かる等の声があるが、今後はそのようなことも出来なくなるのか。
- (会社) 正しいことを伝えるのは指導にあたらぬ。ルールはこのようになっていると示すこと出来る。

4. 支社が定例巡回確認業務を行ってきたなかで、これまでの指摘・指導の件数、主な内容を明らかにすること。また、指摘と指導の違いについて具体的に示すこと。

- (回答) 平成29年度においては、乗車券類請求カードの記載方誤りや在庫確認の証跡が残されていない等の事象が見受けられ、施策実施後においても定例巡回確認結果に基づき、必要に応じて巡回指導を行っていく。

- (組合) これまでの営業実地指導として、巡回・指導を行った具体的な件数は何件か示すこと。
- (会社) 昨年度は94箇所、160~170件である。
- (組合) 今までの営業実地指導で行ってきたものから具体的にやり方も変えるのか示すこと。
- (会社) 今まで指導と言っていたものを指摘という言葉に変える。通知は通知のまま。そこで足りなければ支社が本体の駅に行き指導をしていく。
受託会社による指導は偽装請負になるため、JR本体が本体の駅に巡回指導を行う。
実態を把握して現場に履歴表を送り、指摘となったものはそれぞれの会社が指導をしていくとなる。
- (組合) 現場の社員に対する周知が雑である。現場の方はこの委託を理解していない。細かくどう変わるのか、どこから偽装請負なのかなど細かく説明するべきである。
- (会社) 主張は受け止める。施策実施以降も説明をしていく。

確認事項

- ◆改めて、施策実施後にも現場での説明をしていく。
- ◆受託会社による「指導」は偽装請負になる。履歴表を活用し本体が指導を行う。

5. JR本体の営業職場における知識・技能等における課題を明確に示し、知識・技能が低下しない業務委託とすること。

- (回答) 本施策で委託する業務は駅等の営業活動に係る定例巡回確認業務であり、施策実施後においても支社で定例巡回確認結果を確認し、必要に応じて巡回指導を行うことから、当社社員の知識・技能が低下することはないと考えている。

- (組合) 営業に携わる社員の知識や技能を向上させるにあたっての支社としての課題はなにか示すこと。
- (会社) 駅業務の生産性の向上を行っていかねばならないことが課題である。
施策にスピード感を持ってきちんと前進していくことを目指していく。
- (組合) 当社社員の知識・技能が低下することはないとあるが、その根拠はなにか明らかにすること。
- (会社) 今後も巡回指導は責任を持ってやっていくので、現場との関わりが継続することから本体としての知識・技能は低下しないと考えている。

確認事項

- ◆施策を進める中でJR本体社員の知識・技能を向上させる教育に対し具体的な会社案を示すこと。

施策と向き合い、職場の将来をつくりだそう!